

精神保健指定医、更新要件に実務経験追加 厚労省検討会が報告書

厚生労働省は、精神保健指定医の資格認定制度の見直しなどを議論してきた「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」がまとめた報告書を公表した。不正取得が相次いだことを踏まえ、指定医の更新要件に精神医療審査会などでの実務経験を追加することを提案している。

指定医資格の不正取得問題をめぐっては、厚生労働省が 2015 年から 16 年にかけて、指定医の申請に必要な患者の診断や治療などを含めた医学的な知識を証明する「ケースレポート」の不正作成などにかかわったとして、指定医 112 人の資格を取り消した。

報告書は、申請者が深くかかわったと装った「ケースレポート」に基づいて指定が行われたケースが多数あったことに触れ、「必要な実務経験の有無を確実に審査できる手法を導入するなど、適切な見直しを行う必要がある」と指摘。指定医になった後も、その資質や能力を保つため、精神医療審査会や精神科救急などの実務経験を更新要件に加えるよう求めている。



また、不正申請が疑われる指定医に対する調査を厚労省が行っている間に、複数の医師が指定医を辞退し、資格取消処分の対象とならなかったことを問題視し、「指定医の取消処分を受けた医師と、取消処分を受ける前に指定医の辞退を申し出た者との均衡を考慮して、辞退の申し出の日から一定の期間、再指定しないことを検討することが適当」としている。

このほか、指定医を目指す医師を指導する「指導医」が多数処分されたことを踏まえ、法令で「指導医」の役割や要件を位置付けるよう要望。指導の具体的な内容についても検討するよう促している。

(2月21日 CBニュース)

障害年金の不服審査－申し立ての場に厚労省の出席ゼロ

障害年金の支給認定に不服がある場合の審査請求制度に関連し、申し立て人が意見を述べたり質問したりする場に厚生労働省の職員が一度も出席していないことが、1日までに分かった。同日、障害年金法研究会(代表=橋本宏子・神奈川大名誉教授)が厚労省に改善を申し入れた後、会見で明らかにした。

厚労省は欠席していたことを認めた上で、「件数が多く人手が足りないため、これまで質問には文書で回答した。今年4月からはウェブ会議もできるようにする」(年金局事業管理課給付事業室)としている。

同研究会によると、行政不服審査法など関連する法律の改正により、不支給や等級の決定を不服として審査を求める申し立て人は、2016年4月からは疑問点などを処分庁に質問できるようになった。

しかし、同研究会が会員の社会保険労務士などを通じて審査の実態を把握したところ、審査の場に処分庁である厚労省職員が出席したのはゼロ。質問権があっても行使できない実態があり、同研究会は「大きな問題だ」としている。



(2017年3月14日 福祉新聞記事)